

○厚生労働省告示第二百十二号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）、保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文及び第三十一条本文の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）及び療担規則並びに薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する告示を次のように定め、平成二十九年五月三十一日から適用する。

平成二十九年五月三十日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

使用薬剤の薬価（薬価基準）及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する告示

（使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正）

第一条 使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（

以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

品名	規格単位	薬価 円	
(あ)			
アニューイテイ100 μ gエリゾタ 30吸入用	30吸入1キット	1,979.80	
アニューイテイ200 μ gエリゾタ 30吸入用	30吸入1キット	2,554.80	

(療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部改正)

第二条 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等(平成十八年厚生労働省告示第百七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>別表第5 第1部～第3部 (略)</p> <p><u>第4部</u> <u>追 補</u> (3)</p> <p>注 射 薬 規 格 単 位</p> <p>マキユエイト硝子体内注用40mg 40mg 1瓶</p>	<p>別表第5 第1部～第3部 (略)</p> <p>(新設)</p>